

安全保障と学術に関する検討委員会の検討結果にもとづく意思の表出について

2.24 2017

検討委員会委員長 杉田 敦

現状とご提案

- ・ 前回委員会（2月15日）にて「中間とりまとめ」を議決により承認。次回委員会（3月7日）において、「中間とりまとめ」をふまえて、意思の表出（声明、報告）内容を確定の予定。
- ・ 査読（科学と社会委員会）を経て、次回の幹事会（3月24日）において審議をお願いする予定。
- ・ 同幹事会において、委員会案を日本学術会議としての意思の表出の案として総会に提案することをご決定願いたい。
- ・ 総会（4月13 - 14日）において、提案者・会長、説明者・委員長で審議の上、挙手による採決をお願いしたい。

論点

- ・ 会員の関心、および社会的関心がきわめて高いテーマであり、総会・部会等における学術会議全体としての議論も積み重ねてきた。決定の正統性・透明性という見地からも幹事会決定より総会決定が望ましい。
- ・ 日本学術会議会則19条1号により、「意思の表出に関する事項」に関する権限が総会から幹事会に委任されているが、この規定は、総会が最高意思決定機関として、「意思の表出に関する事項」に関する固有の権限を留保することを排除していない（一般の行政機関と異なる日本学術会議につき、行政法上の委任概念でなく、民法上の委任概念および団体法的理解を適用可能）。
- ・ 仮に上記につき留保されていないと解したとしても、個別事案において、受任機関（幹事会）がその権限行使を他の機関（総会）に委ねること（再委任）は可能。
- ・ 委員会案を総会で採択した有力な前例が存在する（次項参照）。

前例（「日本の展望」（2010）の決定手続き）

- ・ 委員会が査読済最終案を幹事会に提出
- ・ 幹事会（3月25日）で、「提言「日本の展望・学術からの提言 2010」について、総会に提案することが承認された」（議事要旨より）
- ・ 総会（4月5日）、提案者は委員長兼会長（金沢氏）。説明者・質疑担当者は起草分科会委員長（広渡氏）。挙手による採決により可決。

以上